

【諮問（個人）第209号】

6 川情個第8号
令和6年5月23日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和5年8月1日付け5川総コ第47号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月8日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、①2018年9月から2019年6月までのCWの記録及び審査請求人の個人情報（提出物含む。）（※審査請求人及び実施機関は、ケースワーカーを「CW」と表現しているところがあるが、以下では、「ケースワーカー」とする。）、②医師の要否意見書あるいは鑑識医（※審査請求人は、生活保護の嘱託医を「鑑識医」と表現しているが、「生活保護の嘱託医」の意とする。）の意見書（全期間）、③2019年12月から2020年4月までの審査請求人の個人情報（ケースワーカーの記録も）及び④医療費通知書（全期間写し）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報として、①については「ケース記録」、「委任状」、「援助方針記録票」、「生活保護開始時等に提出された書類」、「生活保護開始申請書及び申告書類等」、「生活保護開始決定通知書」、「住宅扶助費代理納付依頼書」、「保護決定調書」、「保護決定通知書」、「住民票・戸籍謄本等」、「新規ケース記録票」、「申請・申告書」、「提出物」、「年金・課税調査」、「扶養届」、「保護台帳」、「保護開始時調査チェックポイント表」及び「面接記録票」と、②については「医療要否意見書」と、③については「ケース記録」、「援助方針記録票」、「保護決定調書」、「保護決定通知書」、「申請申告書類」及び「返還金関係書類」とそれぞれ特定し、その記載の一部については、条例第17条第1号、同条第3号又は同条第6号に該当することを理由として、また、④については文書不存在を理由として、令和4年9月29日付けで、保有個人情報開示請求一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年12月19日付け審査請求書、令和5年1月4日付け審査請求書（追加・訂正）及び令和5年1月4日付け添付資料で、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第209号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年12月19日付け審査請求書、令和5年1月4日付け審査請求書（追加・訂正）、令和5年1月4日付け添付資料、令和5年4月17日付け反論書、令和5年6月14日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和5年12月26日付け意見書、令和5年12月31日付け追加意見書、令和6年2月2日付け追加意見書及び令和6年2月13日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分取消し及び不開示部分の開示を求める。
- (2) 医療要否意見書など、ほとんどが黒塗りであり、個人情報開示をした意味が全く以ってない。自分の病状が把握できず、個人情報開示請求をした意味がない。
- (3) ケース記録表など出たら目のことが50～70%書いているところがあり、不正で違法である。
- (4) 自分の主張と食い違う箇所がある。不開示箇所にも同様の食い違う部分が含まれると判断されるため、その確認が必要なので、開示を求める。
- (5) 保護台帳5枚目の黒塗り一面のところは、何がどういう理由で伏せられているのか分からない。訂正を求める。
- (6) 何枚目何行目という表記に関して曖昧過ぎて把握できないため、ケース記録の何月何日〇〇の内容という提示を願う。
- (7) 審査請求人が実施機関に対して提出した、障害年金受給のために取得した診断書及び賃貸借契約書が開示されていない。

4 実施機関の主張要旨

令和5年2月15日付け弁明書、令和5年6月14日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和5年12月19日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分に係る業務について

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号。以下「細則」という。）では、福祉事務所の生活保護業務において、作成又は使用する書類について定めている。実施機関は、細則で定められた書類に記録を行うなどするほか、定められた様式によって被保護者等への通知を行い、最低生活保障及び自立助長のための生活保護事務を行っている。

(2) 本件請求の対象について

本件請求内容は、細則に定められた書類や、生活保護の各種手続に伴い提出あるいは福祉事務所が保護の決定をするにあたり収集した書類である。

なお、審査請求人は、「医療費通知書（全期間写し）」の開示を請求している。ここでは、国民健康保険において1年の終わりにまとめて通知される文書のようなものを想定していると思われるが、そのようなものは生活保護実務においては作成されない。

また、障害年金受給のために取得した診断書は年金事務所に提出するものであるため、実施機関は保有していない。

賃貸借契約書は、生活保護申請時に居住していた物件については、審査請求人の名義と異なるため、不動産会社が発行した「家賃・間代・敷金等証明書」で代えており、そちらは本件請求の対象に含まれている。生活保護開始後、平成30年12月に転居した物件については、本件請求の対象に含まれている。令和3年12月に転居した物件については、開示請求の対象期間外であり、本件請求の対象には含まれていない。

(3) 本件処分の根拠等について

本件において承諾することができないとした部分は、条例第17条第1号「個人の評価、診断等に関する情報」該当箇所、同条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所及び同条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所である。

ア 条例第17条第1号該当箇所について

条例第17条第1号は、開示請求に係る本人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについて不開示とする旨を定めている。

本件処分により開示された文書である「ケース記録」、「援助方針記録票」及び「新規ケース記録票」には「本人の生活上の状態」に関する記載が、「保護決定調書」には「生活保護上の格付等」に関する記載が、「医療要否意見書」には、「医師による傷病名や症状等」に関する記載があり、これらは本人の診断や指導、評価等に関する情報で、専門的見地から行う指導（援助）上の所見を記録したものであり、これを開示すれば、審査請求人が認識している状態や病識との違いにより、反発を招くなど、今後の生活指導（援助業務）に影響を及ぼすおそれがあるから、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものに該当するものとして、不開示としたものである。

イ 条例第17条第3号該当箇所について

条例第17条第3号は、本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とする旨を定めている。

本件処分により開示された文書である「ケース記録」、「委任状」、「生活保護開始時等に提出された書類」、「住宅扶助費代理納付依頼書」、「住民票・戸籍謄本等」、「新規ケース記録票」、「申請・申告書」、「提出物」、「扶養届」、「保護台帳」、「保護開始時調査チェックポイント表」及び「申請申告書類」には本人等以外の「意見」、「印影」、「氏名」又は「住所等」が含まれており、これらに含まれる情報により特定の個人を識別することが可能であるから、本人等以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するものとして、不開示としたものである。

ウ 条例第17条第6号該当箇所について

条例第17条第6号柱書は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

もの」を不開示とする旨を定めている。

本件処分により開示された文書である「新規ケース記録」及び「保護開始時調査チェックポイント表」には「資産調査先」に関する情報として関係機関の事業所名や調査結果が記録されており、開示することにより、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条に基づく調査における今後の関係機関の協力が得られなくなるなど生活保護業務における事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるものに該当するものとして、不開示としたものである。

エ 当初処分において、「医療要否意見書」及び「保護決定調書」については上記4（3）アに記載したとおり条例第17条第1号に該当するものとして、また、「住民票・戸籍謄本等」については同イに記載したとおり条例第17条第3号に該当するものとして不開示としていたところ、両方とも条例第17条第6号にも該当すると考えることがより適切であることから、本件ではそのように主張するものとする。

以上のことから、本件処分は妥当であると考ええる。

（4）審査請求人の主張について

ア 個人情報開示請求をした意味がないとの主張について

実施機関は上記4（3）のとおり、条例第17条各号の該当性について判断した結果不開示としたものであり、審査請求人の当該主張は本件処分を取り消す理由になり得ない。

イ ケース記録表など出たら目のことが50～70%書いているところがあり、不正で違法であるとの主張について

当該主張が本件処分により開示された文書について、審査請求人の認識と異なることを理由として、開示を求めるものであれば、条例に基づく開示・不開示は、審査請求人の認識と食い違うか否かによって判断するものではなく、条例第17条各号の該当性の有無によって判断するものであるため、審査請求人の当該主張は本件処分を取り消す理由になり得ない。

また、当該主張が本件処分により開示された文書に事実と異なる内容が記載されていると主張して違法を述べるものであれば、保有個人情報の開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求である本件審査請求において主張し得るものではない。

ウ 審査請求人の主張と食い違う箇所があるため、その確認が必要との主張について

条例に基づく開示・不開示は、審査請求人の認識と食い違うか否かによって判断するものではなく、条例第17条各号の該当性の有無によって判断するものであるため、審査請求人の当該主張は本件処分を取り消す理由になり得ない。

なお、当該主張において追加するとした、添付書類の内容については、上記2（3）で実施機関が特定した文書についての訂正の請求や保護実施に係る返金を求めるものと考えられるが、本件審査請求において主張し得るものではない。

エ 何がどういう理由で伏せられているのか分からないとの主張について

令和4年12月21日の審査請求人からケースワーカーへの電話での問合せ時に、保護台帳5枚目の黒塗りは全面地図であり、この地図は審査請求人以外の住民の情報が多数示されていること等により黒塗りをしたことを説明した。オ 何枚目、何行目という表記に関して曖昧過ぎて把握できないとの主張について

当該主張は本件処分の取消しを主張するものではないと思われるが、実施機関は開示対象となった文書の写しの交付に際して項目毎に分類し、かつ、別紙を用いて分類内容を記しているため、分類毎にページ数をカウントすれば十分把握可能であった。

以上のことから、審査請求人の主張は、本件処分を取り消す理由に当たらない。

5 審査会の判断

(1) 条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、「開示請求に係る本人……の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会で確認したところ、「ケース記録」、「援助方針記録票」及び「新規ケース記録票」には、「本人の生活上の状態」に関する記載があることが認められ、「保護決定調書」には、「生活保護上の格付等」に関する記載があることが認められ、「医療要否意見書」には、「医師による傷病名や症状等」に関する記載があることが認められた。これらは、実施機関が被保護者等に対して、生活保護業務を実施する上で専門的見地から行う指導（援助）上の所見を記録したものであり、被保護者に対する診断や指導、評価等に関する情報である。こうした情報を開示すれば、被保護者と実施機関との間の認識の齟齬をめぐる諍いが生じることをおそれて、担当者（嘱託医を含む。）が率直な所感を記載することを控えることになりかねず、今後の生活保護業務の目的達成を著しく困難にするおそれがあるものと認められることから、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の目的達成を著しく困難にするものと認められる。

したがって、「ケース記録」、「援助方針記録票」、「新規ケース記録票」、「保護決定調書」及び「医療要否意見書」の該当部分については、条例第17条第1号に基づき、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）」については、不開示とするものと定めている。

当審査会で確認したところ、「ケース記録」、「委任状」、「生活保護開始時等に提出された書類」、「住宅扶助費代理納付依頼書」、「住民票・戸籍謄本

等」、「新規ケース記録票」、「申請・申告書」、「提出物」、「扶養届」、「保護台帳」、「保護開始時調査チェックポイント表」及び「申請申告書類」には、本人等以外の「意見」、「印影」、「氏名」又は「住所等」に関する記載があり、これらに含まれる情報によって特定の個人を識別することが可能であることが認められた。

したがって、「ケース記録」、「委任状」、「生活保護開始時等に提出された書類」、「住宅扶助費代理納付依頼書」、「住民票・戸籍謄本等」、「新規ケース記録票」、「申請・申告書」、「提出物」、「扶養届」、「保護台帳」、「保護開始時調査チェックポイント表」及び「申請申告書類」の該当部分については、条例第17条第3号に基づき、不開示とすることが妥当である。

(3) 条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号柱書は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会で確認したところ、「保護決定調書」には、「生活保護上の格付等」に関する記載が、「医療要否意見書」には、「医師による傷病名や症状等」に関する記載が、「住民票・戸籍謄本等」には、被保護者等の親族のうち誰に対して調査を行ったかに関する記載が、「新規ケース記録」及び「保護開始時調査チェックポイント表」には、「資産調査先」に関する情報として関係機関の事業所名や調査結果に関する記載がそれぞれなされていることが認められた。こうした情報を開示すれば、今後、生活保護法第29条に基づく調査を実施するに当たって、関係機関の協力が得られなくなるなど、生活保護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、「保護決定調書」、「医療要否意見書」、「住民票・戸籍謄本等」、「新規ケース記録」及び「保護開始時調査チェックポイント表」の該当部分については、条例第17条第6号に基づき、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書不存在について

医療費通知書（全期間写し）及び障害年金受給のために取得した診断書は実施機関において保有しておらず、令和3年12月に転居した物件の賃貸借契約書は本件請求の対象に含まれないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、当該文書については、文書不存在を理由に不開示とすることが妥当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「ケース記録」などについて事実と異なることが記載されていることを主張しているが、当審査会の権限は条例に基づく開示・不開示の妥当性について判断することであり、記載内容が事実と異なるか否かについては、別途、実施機関に対する訂正請求を通じて行うべきことである。

その他、審査請求人は縷々主張を行っているが、当審査会の判断を左右する事項ではない。

以上の次第で、前記 1 の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 早 川 和 宏

委員 本 間 春 代